



平成 25 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行  
(コード：7733、東証第 1 部)  
問合せ先 広報・I R 部長 百武 鉄雄  
(TEL. 03-3340-2111(代))

## 発行価格及び処分価格等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 8 日開催の取締役会において決議いたしました、海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関し、発行価格及び処分価格等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 海外市場における新株式発行

(1) 発行価格 (募集価格) (注1)	1 株につき	2,886 円
(2) 発行価格の総額 (注2)		106,782,000,000 円
(3) 払込金額 (注1)	1 株につき	2,766.96 円
(4) 払込金額の総額 (注2)		102,377,520,000 円
(5) 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額 増加する資本準備金の額	51,188,760,000 円 51,188,760,000 円
(6) 払込期日		平成 25 年 7 月 25 日 (木)

- (注) 1. 引受会社は払込金額で買取引受けを行い、発行価格 (募集価格) で募集を行います。  
2. 引受会社が下記【ご参考】2.(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を全て行使した場合の数字です。

#### 2. 海外市場における自己株式の処分

(1) 処分価格 (募集価格) (注)	1 株につき	2,886 円
(2) 処分価格の総額		11,544,000,000 円
(3) 払込金額 (注)	1 株につき	2,766.96 円
(4) 払込金額の総額		11,067,840,000 円
(5) 払込期日		平成 25 年 7 月 25 日 (木)

- (注). 引受会社は払込金額で買取引受けを行い、処分価格 (募集価格) で募集を行います。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載され、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

## 【ご参考】

### 1. 発行価格及び処分価格の算定

- |                 |                      |         |
|-----------------|----------------------|---------|
| (1) 算定基準日及びその価格 | 平成 25 年 7 月 18 日 (木) | 2,976 円 |
| (2) ディスカウント率    |                      | 3.02%   |

### 2. 募集株式の種類及び数

#### (1) 海外市場における新株式発行

下記①及び②の合計による当社普通株式 37,000,000 株

① 引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 32,000,000 株

② 引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として  
当社普通株式 5,000,000 株

#### (2) 海外市場における自己株式の処分

当社普通株式 4,000,000 株

### 3. 今回の調達資金の用途

今回の海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に係る手取概算額合計上限 112,603,360,000 円については、平成 25 年 8 月から平成 28 年 5 月までに 19,700,000,000 円を医療事業の主要製造拠点の生産能力増強、生産効率向上及び事業継続計画のための固定資産の取得に係る設備投資資金に、平成 25 年 8 月から平成 28 年 3 月までに 24,000,000,000 円を医療事業における新製品を中心とした販売促進に係る支出に、平成 25 年 8 月から平成 28 年 3 月までに 54,000,000,000 円を医療事業における研究開発資金に充当し、残額を平成 25 年 8 月から平成 26 年 3 月までに長期借入金の返済に充当する予定であります。なお、具体的な充当時期までは上記手取金を安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

詳細につきましては、平成 25 年 7 月 8 日に公表いたしました「海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載され、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。